

(介護予防)

認知症対応型通所介護事業

運営規程

令和7年6月1日

株式会社 FUN STYLE  
デイサービス ST-MOVE

## 運 営 規 程

### (事業の目的)

第1条 株式会社 FUN STYLE が設置するデイサービス S T - M O V E (以下「事業所」という。)において実施する(介護予防)認知症対応型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、看護師等の看護職員、介護職員(以下「(介護予防)認知症対応型通所介護従業者」という。)が、要介護状態の利用者に対し、適切な(介護予防)認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその住居において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るものとする。

### (運営方針)

第3条 本事業において提供する(介護予防)認知症対応型通所介護は、介護保険法並びに関係する伊丹市条例、厚生労働省令告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 (介護予防)認知症対応型通所介護の提供にあたっては利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に(介護予防)認知症対応型通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。
- 3 (介護予防)認知症対応型通所介護従業者は、(介護予防)認知症対応型通所介護の提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明するものとする。
- 4 (介護予防)認知症対応型通所介護の提供にあたっては、適切な介護技術をもってサービスを提供するものとする。
- 5 事業者は、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行うものとする。
- 6 (介護予防)認知症対応型通所介護の提供にあたっては、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った(介護予防)認知症対応型通所介護を提供するものとする。

### (事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名 称 デイサービス S T - M O V E
2. 所在地 伊丹市寺本3丁目31
3. T E L 072-744-2908

#### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 2名（内1名兼務）

生活相談員は、利用者及び家庭の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たすものとする。

- (3) 看護職員 1名以上（兼務）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、適切なサービスを利用するためには必要な処置を行うものとする。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上（兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

- (5) 介護職員 1名以上（内1名兼務）

介護職員は通所介護等の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行うものとする。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える職員を置くことができる。

#### (営業日、及び営業時間)

第6条 事業の営業日、営業時間及び休業日は次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日（祝日を含む）

2. 営業時間 午前8時00分から午後5時00分

3. サービス提供時間 午前8時30分から午後4時30分

4. 休日 日曜日、12月30日から1月3日

#### (利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1単位11人とする。

#### (サービス内容)

第8条 事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画の作成

- (2) 日常生活上の世話又は支援

- (3) 食事の提供

- (4) 入浴

- (5) 機能訓練

- (6) レクリエーション

- (7) 健康チェック
- (8) 送迎
- (9) 相談、援助等

(介護計画の作成等)

第9条 (介護予防) 認知症対応型通所介護を提供する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、個別に(介護予防)認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。また、すでに居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った(介護予防)認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。

- 2 (介護予防) 認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対して、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
- 3 利用者に対し、(介護予防) 認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(利用料等)

第10条 本事業所が提供する指定(介護予防)認知症対応型通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。
- 3 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受けるものとする。
  - (1) 食費 1回850円(おやつ代含む。)
  - (2) 紙パンツ、紙おむつ 1枚250円・パット150円(おむつは基本持参とするが、忘れたり、足らなくなったら場合は、この号に掲げる額を徴収する。)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、(介護予防)認知症対応型通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費
- 4 前項に規定するもののほか、レクリエーション費用が発生する時は、必要に応じて参加希望者から同意を得た上で必要な額を徴収するものとする。
- 5 利用者の都合でキャンセルする場合(利用日の当日午前8時までに連絡がなかった場合に限る。)は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額の1割及び食材料費700円をキャンセル料として徴収する。
- 6 利用料の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごと)に記載した領収書を交付する。
- 7 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその利用料の内容及び金額に関し、説明した上で支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 8 法定代理受領サービスに該当しない（介護予防）認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、伊丹市全域とする。

（サービスの提供記録の記載）

第12条 指定（介護予防）認知症対応型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定（介護予防）認知症対応型通所介護について、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（損害賠償）

第13条 利用者に対する（介護予防）認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第14条 利用時間の早退は、原則利用者並びに、ご家族の責任において帰宅して頂くこととする。  
状況に応じては事業所より送迎を行う。

- 2 （介護予防）認知症対応型通所介護を休む場合は、前日16時までに連絡する。
- 3 利用者の身元引き受けは、保証人にお願いすることとする。
- 4 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 5 入浴に関しては介護職員が補助に入るが、利用者様で出来る事に関しては、可能な限り各自で行っていただくこととする。

（緊急時等における対応方法）

第15条 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供を行っているときに病状の急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

2 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第16条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に（介護予防）認知症対応型通所介護従業者に周知するとともに

、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第17条 事業者は、指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業は、提供した指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業は、提供した指定（介護予防）認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持・個人情報保護)

第18条（介護予防）認知症対応型通所介護事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。サービス担当者会議等必要に応じて用いることは契約時に本人または家族の同意を得たうえで使用するものとする。

- 2 事業者は、（介護予防）認知症対応型通所介護事業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、（介護予防）認知症対応型通所介護事業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、（介護予防）認知症対応型通所介護事業者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について（介護予防）認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に、（介護予防）認知症対応型通所介護従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染防止・衛生管理等)

第20条 事業所は清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

- 2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（オンライン等を活用して行うことが出来るものとする）を概ね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について（介護予防）認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において（介護予防）認知症対応型通所介護従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は（介護予防）認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（暴力団等の影響の排除）

- 第22条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（利用契約）

- 第23条 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して（介護予防）認知症対応型通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

- 第24条 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

（身体拘束の禁止）

- 第25条 事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わないものとする。

また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第26条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  2. 繼続研修 年12回
- 2 本事業所は（介護予防）認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、（介護予防）認知症対応型通所介護完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

1. この規程は、令和7年6月1日から施行する。